

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月25日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

総務部長 小嶋 美之

1. 業務概要

(1) 業務名

独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院解体工事
実施設計、工事監理業務

(2) 業務内容

- ・病院本館等 (RC-9階建 約19,800㎡)
- ・外構 一式

上記の解体工事にかかる実施設計、工事監理業務

その他入札説明書、実施設計業務委託仕様書、工事監理業務委託仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和3年5月31日

(4) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構本部

2. 競争参加資格

- (1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者」に該当しないこと。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を締結しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者
- (3) (2) に該当する者を入札代理人として使用しない者
 - (4) 厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のA等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、北海道地域における競争参加資格の再認定を受けていること。)
 - (5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者((5)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (6) 競争参加資格申請書の提出期限の日から開札のときまでの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
 - (7) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (9) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
 - (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒108-8583 東京都港区高輪3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部総務課会計係

電話：03-5791-8255

(2) 入札説明書の交付期間、場所

交付期間：平成31年4月25日(木)～令和元年5月17日(金)

(土日祝日を除く9時30分～17時00分)

上記期間までに「機密保持に関する誓約書」(本公告に添付)と引換えに(1)の担当部署にて交付する。交付にあたっては、実費を徴収する。なお、来所が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記担当部署へ余裕を持って早めに連絡すること。

交付場所：(1)担当部署に同じ。

(3) 競争参加資格申請書の提出期間並びに提出場所

提出期間：平成31年4月26日（金）～令和元年5月17日（金）

（土日祝日を除く9時30分～17時00分）

提出場所：（1）担当部署に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

（4）開札の日時及び場所

令和元年5月30日（木） 9時30分 本部研修棟3階 会議室（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和元年5月29日（水） 17時00分までに（1）の担当部署に必着すること。）に持参すること。

（5）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

4. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

（4）手続における交渉の有無 無

（5）契約書作成の要否 要

（6）交渉権者及び契約価格の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とするところがある。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

（7）関連情報を入手するための照会窓口 上記3.（1）に同じ。

（8）詳細は入札説明書による。

機密保持に関する誓約書

年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
総務部長 小嶋 美之 殿

住 所 (所在地)
氏 名 (法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -
E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院解体工事 実施設計・工事監理業務 (以下「本件目的」という。)を行うにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報 (以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙示を問わない。)を行わないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。